

# 説明資料

企業経営者等・経営支援の担い手向け

金融庁  
平成25年

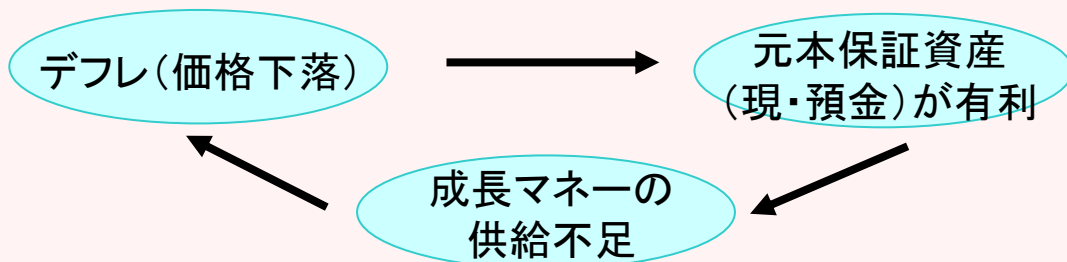
# 目次

1. デフレ脱却に向けた金融の役割・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 金融モニタリング基本方針の概要・・・・・・・・・・・・4
3. 中小・地域金融機関に対する監督上の重点事項・・・・・・・・5
4. 金融の円滑化と中小企業の経営支援に関する課題と対応  
・・・・・・・・・・・・9
5. 中堅・中小企業のアジア地域等への進出、アジアの金融  
インフラ整備支援  
・・・・・・・・・・・・19

# デフレ脱却に向けた金融の役割(直接金融)①

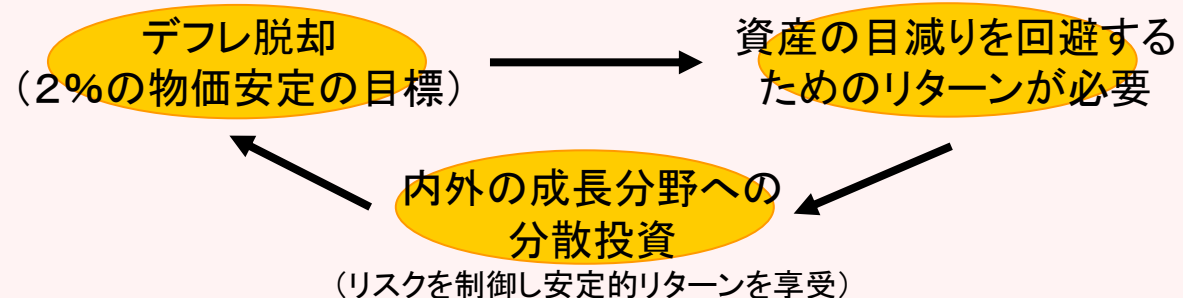
「デフレ下での縮小均衡メカニズム」から、「物価安定下での拡大均衡メカニズム」への転換

〔これまでの縮小均衡メカニズム〕



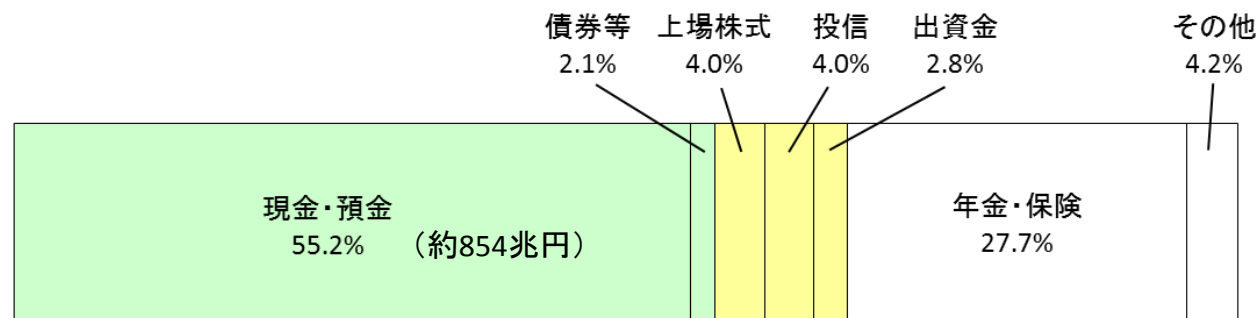
転換

〔拡大均衡メカニズム〕



## ①家計金融資産の有効活用

- 我が国の**家計金融資産**は、約1,600兆円に上るが、**預金等に偏在**。**リスク性資産(成長マネー)**はごく一部にとどまる。
- また、近年、将来への備えができていない「**金融資産ゼロ世帯**」が大きく増加(約26%)。特に、20代(約31%)・30代(約29%)の若年層の比率大。



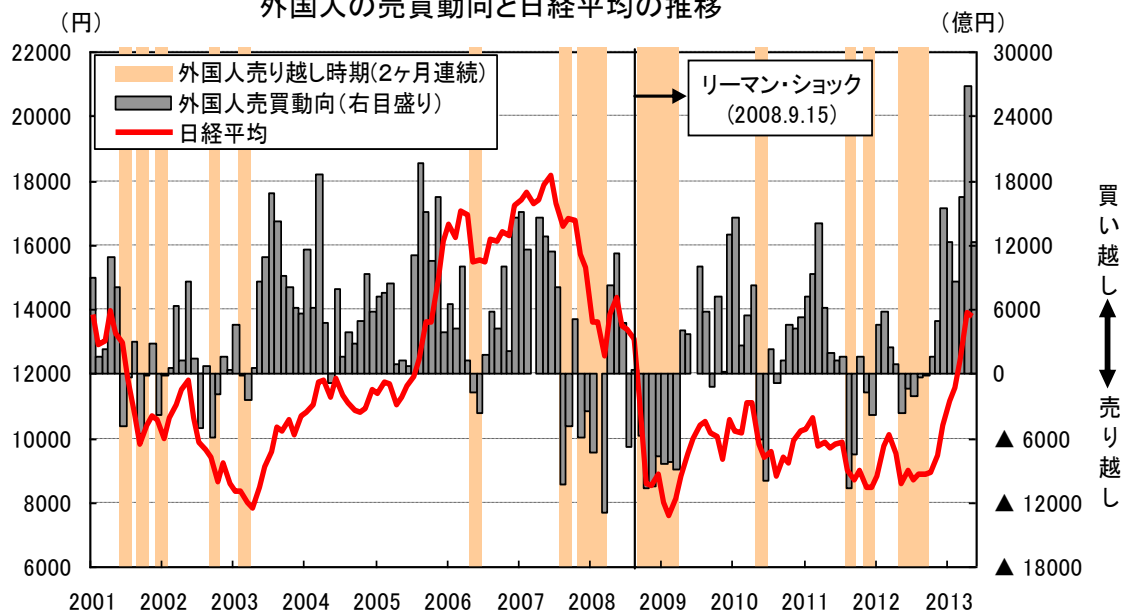
## ②公的・準公的資金の有効活用

- 我が国には年金・共済等の**公的・準公的資金**が存在。
- 他方、その運用は、**安全資産に偏り**、世界的にも**収益は低水準**。

我が国の主な年金基金等の資産運用状況(2011年度末)

	年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)	国家公務員共済組合連合会(KKR)	地方公務員共済組合連合会	日本私立学校振興・共済事業団(私学共済)
資産規模	113.6兆円	7.9兆円	15.9兆円	3.4兆円
資産のうち国内株式	12.5%	6.7%	15.4%	9.7%
過去の平均収益率	1.7% (04~11年度)	1.9% (04~11年度)	0.2% (08~11年度)	1.6% (04~11年度)

外国人の売買動向と日経平均の推移



(出典)東京証券取引所「投資部門別売買状況」、Bloomberg

- 成長分野への資金供給が不十分**。
- 株式市場には、**国内の買い手が不在**。外国人投資家の動向に左右。
- 今後、デフレ脱却に向けた取組みと歩調を合わせ、従来の運用の見直しを行っていく必要。

# デフレ脱却に向けた金融の役割(直接金融)②

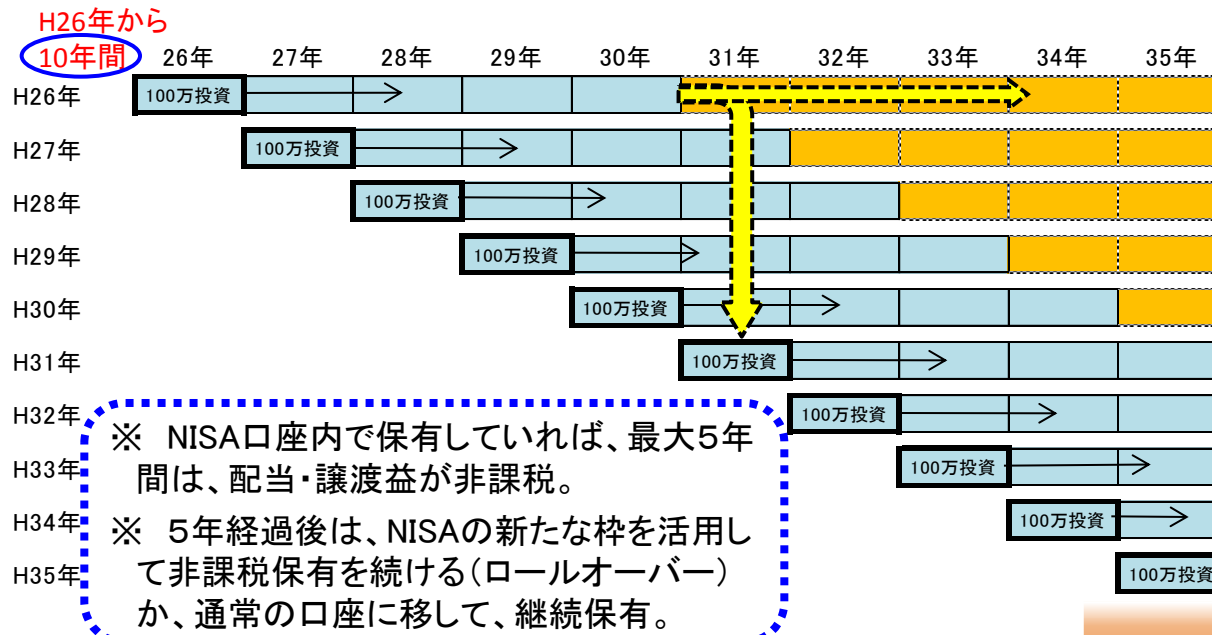
## ①家計金融資産の有効活用

家計に国内外の資産への中長期・分散投資による資産形成の機会を提供し、**成長資金の供給と安定的な資産形成の両立**を図る。

- NISA(ニーサ、日本版ISA: 少額投資非課税制度)の拡充
- 投信商品の改善促進(真に顧客の資産形成を助ける商品の開発・販売)

### NISAの概要

項目	内容
投資可能期間	10年間(H26年～H35年)
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限(ロールオーバー可)
非課税期間	最長5年間
口座開設数	1人1口座

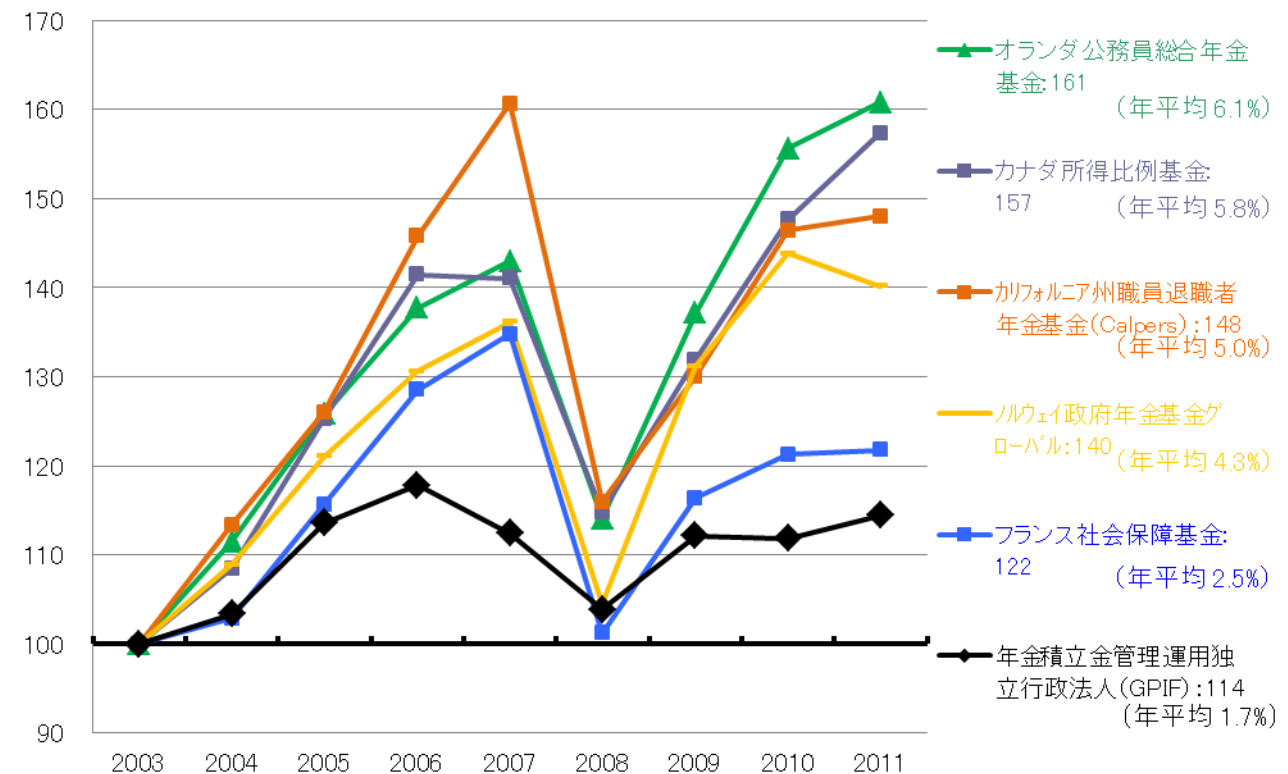


## ②公的・準公的資金の有効活用

(内閣官房において検討)

我が国の巨額の金融資産からの成長分野への資金供給と安定的な資産形成の両立を図るとともに、アジアNo.1市場の構築に向け、**年金・共済等の公的・準公的資金のより高度な運用・リスク管理体制の構築**に向けて、各資金の規模や性格に見合った改善策を検討する。

各国の年金基金等の運用パフォーマンスの比較  
(2003年度末=100とした場合)



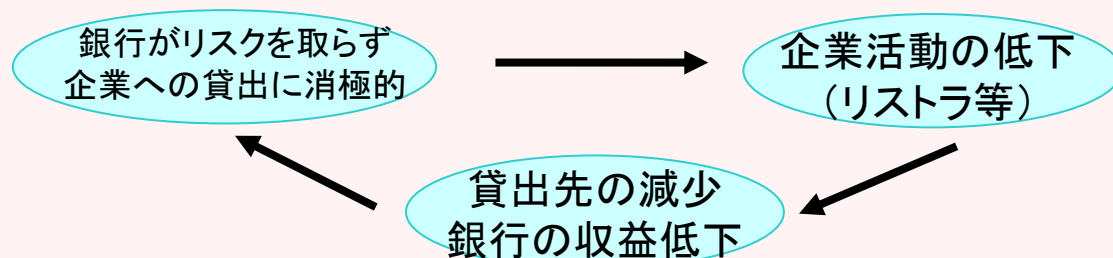
※会計年度は、GPIFとカナダは4月～翌年3月。

- ✓ 国民の保有する**資産のリターン**をリスク分散を図りつつ高める
- ✓ 外国人ばかりでなく、**日本人も投資する厚みのある市場**
- ✓ 日本の**金融資産運用市場の発展**

# デフレ脱却に向けた金融の役割(間接金融)

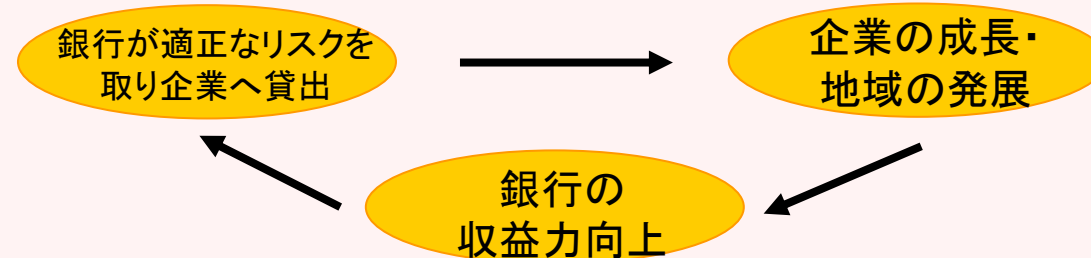
「デフレ下での縮小均衡メカニズム」から、「物価安定下での拡大均衡メカニズム」への転換

〔これまでの縮小均衡メカニズム〕



転換

〔拡大均衡メカニズム〕



## 金融機関による新規融資の取組みの促進

金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み状況について重点的に検証することにより、金融機関による新規融資の積極的な取組みを促進。

(参考)「平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」

### 地域金融機関に求められる役割:

- 適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給や、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化

### 監督重点分野

1. 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

(2) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

2. リスク管理と地域における金融システムの安定
3. 顧客保護と利用者利便の向上

# 金融モニタリング基本方針(平成25事務年度)の概要

## 現状認識

- 金融機関の財務の健全性や法令等遵守態勢等については、これまでの金融検査の実施を通じ、総じて整備。

## 今後の課題

- ① 内外の経済・金融情勢の変化に的確に対応。
- ② デフレ脱却に向けた取組みを金融面からサポートし、好循環の実現につなげる。

金融機関が適切なリスク管理の下  
**積極的な金融仲介機能**の発揮

金融機関経営・金融システム  
の**健全性の持続的確保**

**デフレ脱却**と  
企業・経済の**持続的成長**

## 従来の検査

- 個別の金融機関に対する定点的な観測。
- 法令や金融検査マニュアルで規定した基準(ミニマムスタンダード)を満たしているかについての検証が中心。

## 今後の検査(金融モニタリング)

- 金融機関・金融市場で何が起きているかを、リアルタイムで実態把握し、潜在的なリスクに対応。
- 重要なテーマについて業界横断的な実態把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、行政対応につなげる。
- 大手金融機関等については、原則としてより優れた業務運営(ベストプラクティス)に近づく観点からのモニタリングを実施。

## 新たな枠組み

⇒ 検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについて、より深度ある実態把握を行う。  
(※必要な態勢の見直しを実施)

### ➤ 金融システムモニタリング(マクロプルードンス)

ー 金融で何が起きているかを継続的に把握し、金融システムへの潜在的な脅威を早期に発見・対応。

### ➤ 水平的レビューの試行(3メガFG、一部地域銀行、大手保険会社等)

ー 複数の金融機関に共通する検証項目を選定し、統一的な目線で取組状況を横断的に検証。

ー 金融機関経営の質的改善、業界水準の底上げにつなげる。

**【モニタリング手法の見直しと課題】** ①金融機関の将来にわたる収益構造の分析、②融資審査における事業性の重視、  
③小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重 等

# 中小・地域金融機関向け監督方針(平成25事務年度)のポイント

## 監督重点分野

1. 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

2. リスク管理と地域における金融システムの安定

3. 顧客保護と利用者利便の向上

◆ 日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが求められている。

◆ このため、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」等も踏まえながら、地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組みを促していくことが重要である。

上記を踏まえ、本事務年度においては、地域金融機関における金融仲介機能の発揮状況について、以下のような観点から重点的な監督を行う。

① 成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

② 地域密着型金融の深化

③ 中小企業に対する経営改善支援等

# ① 成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

◎ 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み状況について、以下のような着眼項目に基づき重点的に検証し、新規融資の積極的な取組みを促す。

## 【着眼項目】

- ① 新規融資(特に中小企業・小規模事業者向け融資)について、どのような経営方針の下で積極的に取り組んでいるか。  
当該経営方針を営業の第一線に対してどのように周知徹底しているか。
- ② 今後期待される景気回復局面における新たな資金需要の見通しについて分析を行い、当該分析結果に基づき融資の方針等を立てているか。
- ③ 新規需要の高まりが期待できる事業分野や地域について、定期的に分析を行い、当該分析結果に基づき新規融資の戦略・方針・具体的な目標等を立てているか。
- ④ 資金需要の掘り起こしに当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑤ 貸付条件の変更等を行った債務者についても、債務者の実態を十分に把握した上で、新規融資に積極的に取り組んでいるか。仮に謝絶する場合には、その理由を具体的に明示しているか。また、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資の相談・申込みを謝絶していないか。
- ⑥ 顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮(販路開拓支援・海外進出支援等)を新規融資に結びつけるため、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑦ 新規融資を行う際に、不動産担保や保証(信用保証協会保証、個人保証)を求めるのは、どのような場合か。
- ⑧ ABL(電子記録債権の活用を含む)など、不動産担保や保証に依存しない融資の推進や資本金借入金の活用にあたって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑨ 新規融資についてどのような審査基準に基づき審査を行っているか。特に中小企業・小規模事業者向け融資の審査にあたって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか。
- ⑩ スコアリングによる定量面(P/L、B/S)の審査に偏重することのないようにするため、具体的にどのような工夫(定性面の評価等)・取組みを行っているか。
- ⑪ 新規融資に関する苦情・相談について、どのような態勢で対応しているか。
- ⑫ 業績評価や人事評価にあたって、新規融資の取組みを勘案しているか。
- ⑬ 新規融資の取組み、預貸率を含む金融機関のポートフォリオの状況等について、どのように分析し、情報開示を行っているか。



## ② 地域密着型金融の深化

◎ 地域密着型金融を、地域の利用者、地域の経済・社会への貢献につなげていくもの、また、金融機関自身にとっても財務の健全性等の向上を図っていくものとして捉え、将来に向けて自らのビジネスモデルを構築するという視点に立ち、組織全体としての取組みを継続強化

### 【着眼項目】

#### ① 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮

- ・ 財務面のみならず事業面においても課題等を把握分析、必要に応じ、外部機関や外部専門家とも連携して最適なソリューションを提案し、それを協働して実行しているか。

#### 【ソリューション例】

- 顧客企業の事業価値や将来の成長可能性等を的確に見極めた創業・新事業展開等のためのニューマネーの供給や、アジア進出を含む新たな販路獲得支援・事業展開支援等への積極的な取組みや潜在的な需要の掘り起こし
- 金利競争に陥ることのない、顧客企業の立場に立った顧客企業の付加価値を高めるようなサービスの提供
- 外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用した、顧客企業の本業の収益改善、事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援

#### ② 地域経済の活性化への貢献

- ・ 成長分野の育成等による高付加価値化等に向け、地元の地方公共団体や経済団体、他の地域金融機関等と必要な連携を行いながら、地域活性化ファンド等の組成を通じた取組み等に積極的に参画しているか。
- ・ 地域経済の活性化への貢献が可能となるよう、中長期的な視点に立って、利用者や地域の関係機関等との日常的・継続的な接触による地域情報の収集や、ノウハウ・人材の蓄積等に努めているか。

#### ③ 地域や利用者に対する積極的な情報発信

- ・ 地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。
- ・ 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組の状況の情報開示(ディスクロージャー)について、利用者等にとって具体的で分かりやすく有益な内容が記載されているか。

### ③ 中小企業に対する経営改善支援等

## ◎ 本事務年度は、金融機関として、 中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年

- 金融機関においては、中小企業の真の意味での経営改善が図られるよう、他の金融機関や外部専門家等と連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善計画の策定支援をはじめとする経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが重要。



#### 主な着眼項目

- ① ア) 借手企業が経営改善等に向けて自助努力できるよう、外部専門家や外部機関等と連携して積極的なコンサルティング機能を発揮  
その際、他の金融機関が事業再生支援を行う場合、いわゆるバンクミーティングを開催する等積極的な連携・協力
  - イ) 財務面のアドバイスだけでなく、売上げ増加等の借手企業の経営課題について適切なアドバイスや仲介
  - ウ) 判断を先送りせず、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用
  - エ) 必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携し、支援を必要としている小規模・零細事業者まで支援先企業の対象を拡大
- ② 貸付の条件の変更等を行った中小企業に対して、真に実効性のある経営再建計画の策定を支援。当該計画の進捗状況を定期的にフォロー
- ③ 地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、地域経済活性化支援機構等と連携
- ④ 他の地域金融機関や地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構との連携による事業再生ファンドの設立・活用  
地域活性化ファンドなどのエクイティファンド等を活用した創業、新事業の立上げによる企業の成長等に対する支援
- ⑤ 地域経済活性化支援機構等の外部機関を活用した経営改善・事業再生・本業面の支援に携わる人材育成やスキルの向上  
業績評価や人事評価に当たって、経営改善支援等の取組みを勘案
- ⑥ 多様な金融手法(DDS(資本性借入金の利用を含む)、DES、ABL、電子記録債権等)の提供
- ⑦ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立や、保証履行時の保証人の履行能力等を踏まえた対応に関する適切な取組み

# ① 金融機関の取組みに関する主な意見・要望と対応

(「金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会」より)

## 主な意見・要望

### 【新規融資を含む金融の円滑化】

- 新規事業の開始や新たな分野への事業展開に対する融資に消極的
- 「条件変更先に新規貸付はできない」との神話がある。条件変更してもニューマネーが出せるような対応が必要
- 未だに個人保証に依存する融資が多く個人保証は廃止すべきではないか 等

### 【経営改善・事業再生支援等】

- 中小金融機関は、経営改善支援に係るノウハウに乏しい
- 小規模事業者の経営改善計画の策定が進まない
- バンクミーティングで金融機関の硬直的な対応や現場の実態に合わない意見がある
- 世代交代期にある企業は多数あり、資金面だけでなく様々な面での支援が必要 等

## 今後の対応

- 監督方針に、経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資や条件変更先に対する新規融資に関する取組み状況を重点的に検証する旨を明記し、積極的な取組みを促進
- 経営者保証に関するガイドラインの策定
- 監督方針に、経営者以外の第三者の個人保証を求めない融資慣行の確立やABL等の金融手法を用いることに努めているか確認する旨を明記し、積極的な取組みを促進
- 監督方針に、経営改善・事業再生支援等に関して以下の着眼点を明記し、積極的な取組みを促進
  - 顧客企業が支援を必要とする状況にある場合、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか
  - 地域経済活性化支援機構等を活用した人材育成・スキル向上に努めているか
  - 自らが認定支援機関として、あるいは他の認定支援機関と積極的に連携して中小企業の経営改善を支援しているか
  - 必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携し、支援を必要としている小規模・零細事業者まで支援先企業の対象を拡大しているか
  - 他の金融機関が事業再生支援を行う場合、バンクミーティングを開催する等積極的な連携・協力を努めているか
  - 財務面だけでなく売上げの増加や事業承継等の経営課題についてアドバイスや仲介を行っているか
- 新規融資や経営改善・事業再生支援等に関して先進的な取組み事例や広く実践されることが望ましい取組み事例を収集し事例集を作成。金融機関や経営支援の担い手等に還元・公表

## ② 認定支援機関制度に関する主な意見・要望と対応

(「金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会」より)

### 主な意見・要望

- ① 認定支援機関研修の機会の拡充等が必要である
- ② 認定支援機関の経営支援に対するノウハウが乏しい。質を向上させることが今後の課題である
- ③ 金融機関と認定支援機関の連携や認定支援機関同士の連携が不十分である  
認定支援機関と支援を必要とする中小企業のマッチングが図られていない
- ④ 経営改善計画の実効性を確保するためのフォローアップが不十分である
- ⑤ 認定支援機関制度の内容が周知されていない
- ⑥ 中小企業支援施策が整理されておらず、分かりづらい

等

### 今後の対応

- ① 申請に当たっての研修実施方法の改善を検討
- ② 認定支援機関の質の向上を図るため、以下の取組みを実施
  - 認定支援機関の経営支援能力の底上げのため、優良事例を共有
  - 名前貸し業務や単なる窓口業務等の形骸化した業務を行う認定支援機関に対する報告制度の構築
- ③ 認定支援機関との連携強化を図るため、以下の取組みを実施
  - 金融機関と認定支援機関、認定支援機関間との連携強化のため地域プラットフォームを通じて
    - ・国等の中小企業支援施策情報の発信(ITポータルサイト(「ミラサポ」)の普及活動を含む)
    - ・創業セミナーや経営革新セミナー等の開催
    - ・ビジネスマッチングイベントの開催
    - ・プラットフォーム内の連携強化、情報共有のための連絡会議等の開催
    - ・構成機関職員の支援能力向上のための取組み(セミナー開催等)
  - 監督方針に、着眼点として、地域金融機関が、自らが認定支援機関として、あるいは他の認定支援機関と積極的に連携して中小企業の経営改善を支援しているか検証する旨を明記し、積極的な取組みを促進
- ④ 認定支援機関が行う経営革新等支援業務の実施状況、成果等を把握するため、認定支援機関に対する任意調査を実施
- ⑤ 補助事業・税制等の中小企業支援施策の要点を網羅的に整理したパンフレット等の作成
- ⑥ 「ミラサポ」を活用した、整理された情報の発信

等

# 新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集の作成

## 【目的】

- 金融機関における貸付条件変更先等に対する新規融資や中小企業等に対する経営改善・事業再生支援等にかかる先進的な取組み事例や広く実践されることが望ましい取組み事例を収集。
- これらを還元・公表することにより、金融機関における自主的な取組みを促すとともに、その他の経営支援の担い手が行う経営改善支援の参考とするもの。

## 【主な構成】

### ＜ダイジェスト版で紹介している取組み＞

#### 1 新規融資

- ・創業・新事業者向けの新規融資の取組み
- ・経営改善支援による取組み
- ・不動産担保などに過度に依存しない融資の取組み 等



- ◆地域課題解決型プロジェクト事業への新規融資と事業化支援
- ◆「経営サポート資金」を活用した事業再生支援
- ◆ABLへの取組の高度化～「ABL業務マニュアルの制定」及び「動産評価システム」の導入～

#### 2 本業の収益改善（トップライン支援）

- ・販路の拡大に向けた取組み
- ・業容拡大に向けた取組み 等



- ◆データベースを活用したマッチング
- ◆売上増加を図るための新商品開発及び販路開拓支援

#### 3 経営改善・事業再生支援等

- ・事業再生への積極的な取組み
- ・外部機関と連携した取組み
- ・ファンドを活用した取組み 等



- ◆準メイン行主導による経営改善の事例
- ◆中小企業団体中央会との連携による相談及び情報提供事業
- ◆地域再生ファンドの活用並びに「資本性借入金」への切替（DDS）による事業再生支援

#### 4 創業支援

- ・起業・創業を目指す顧客の開拓に向けた取組み
- ・産官学金により連携した取組み 等

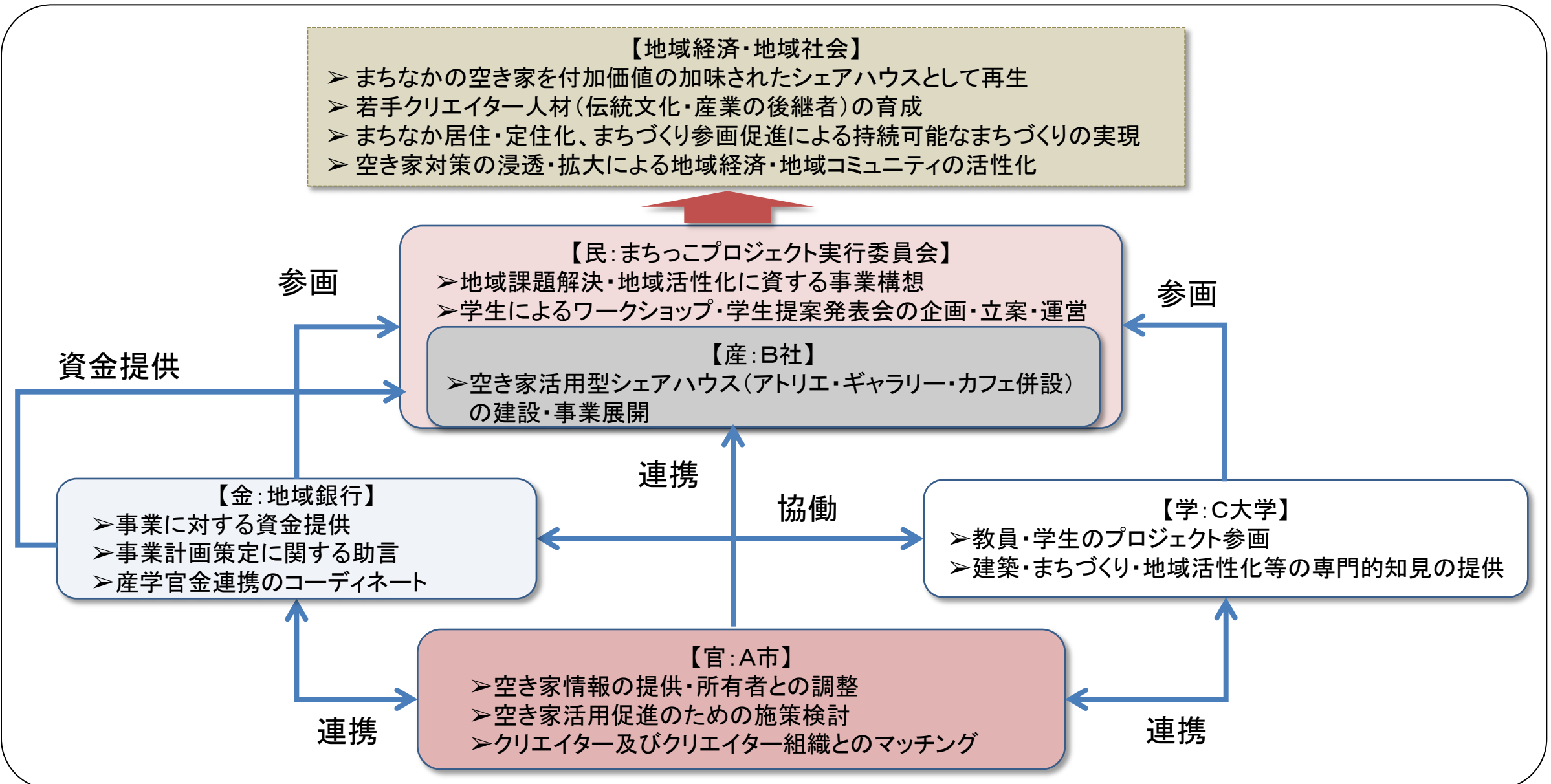


- ◆地元産官学の連携で創業支援（市創業支援施設の運営）
- ◆プロジェクトファイナンスの手法を応用した公民連携事業体の創業支援

## < 事例①—新規融資>

### 地域課題解決型プロジェクト事業への新規融資と事業化支援

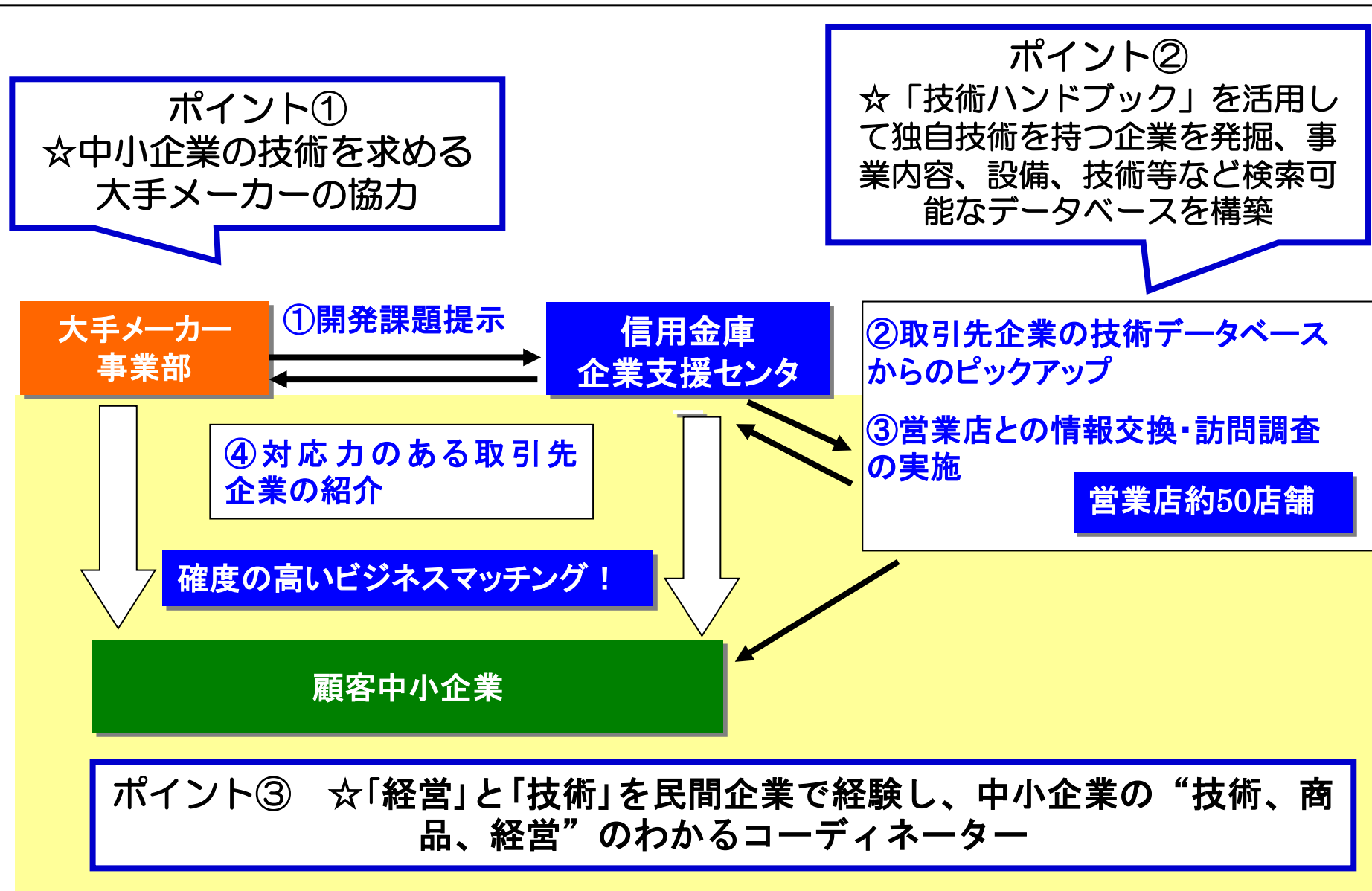
- 当行は、中心市街地の衰退など様々な地域の課題を解決する民間主導のプロジェクト事業に参画し、産学官金の連携をコーディネート。
- 地域課題解決に向けた新規事業の計画策定支援や融資により、地域活性化に積極的に貢献。



## < 事例②—本業の収益改善 >

### データベースを活用したマッチング

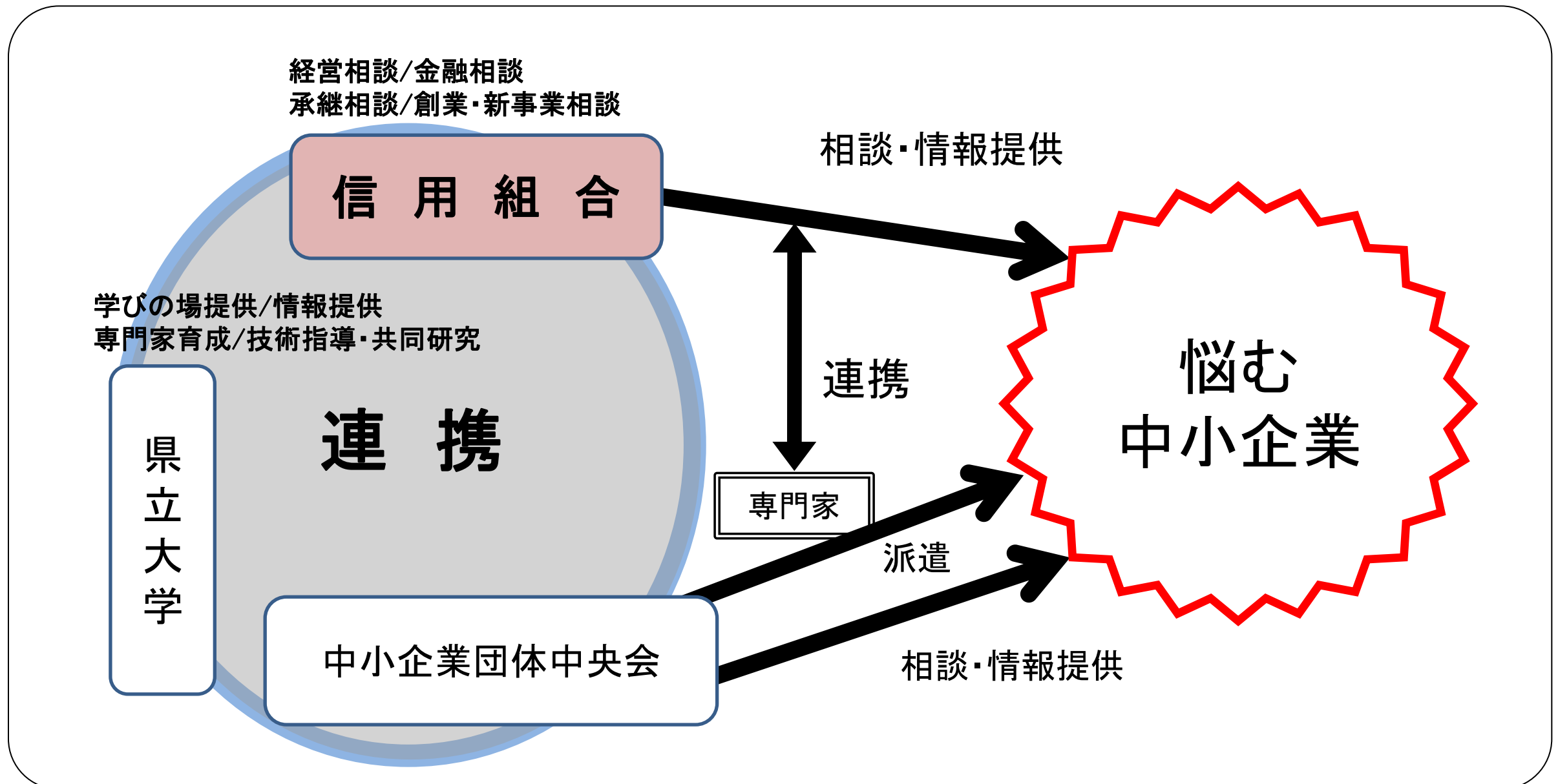
- 独自のデータベースを活用して、顧客企業の技術力等を踏まえた、確度の高いビジネスマッチングの支援態勢を整備。
- 大手メーカーの要望とその要望に応える技術を持った顧客企業を結びつけることにより、企業相互のニーズを満たすビジネスマッチングを実施。



## < 事例③—経営改善・事業再生支援等 >

### 中小企業団体中央会との連携による相談及び情報提供事業

- 中小事業者の経営上の悩みや問題を解決するため、中小企業団体中央会等と連携した経営支援態勢を構築。
- 各種相談事業や専門家の派遣、ビジネスマッチングの開催、各種セミナーを通じた情報提供事業などの経営改善支援を実施。

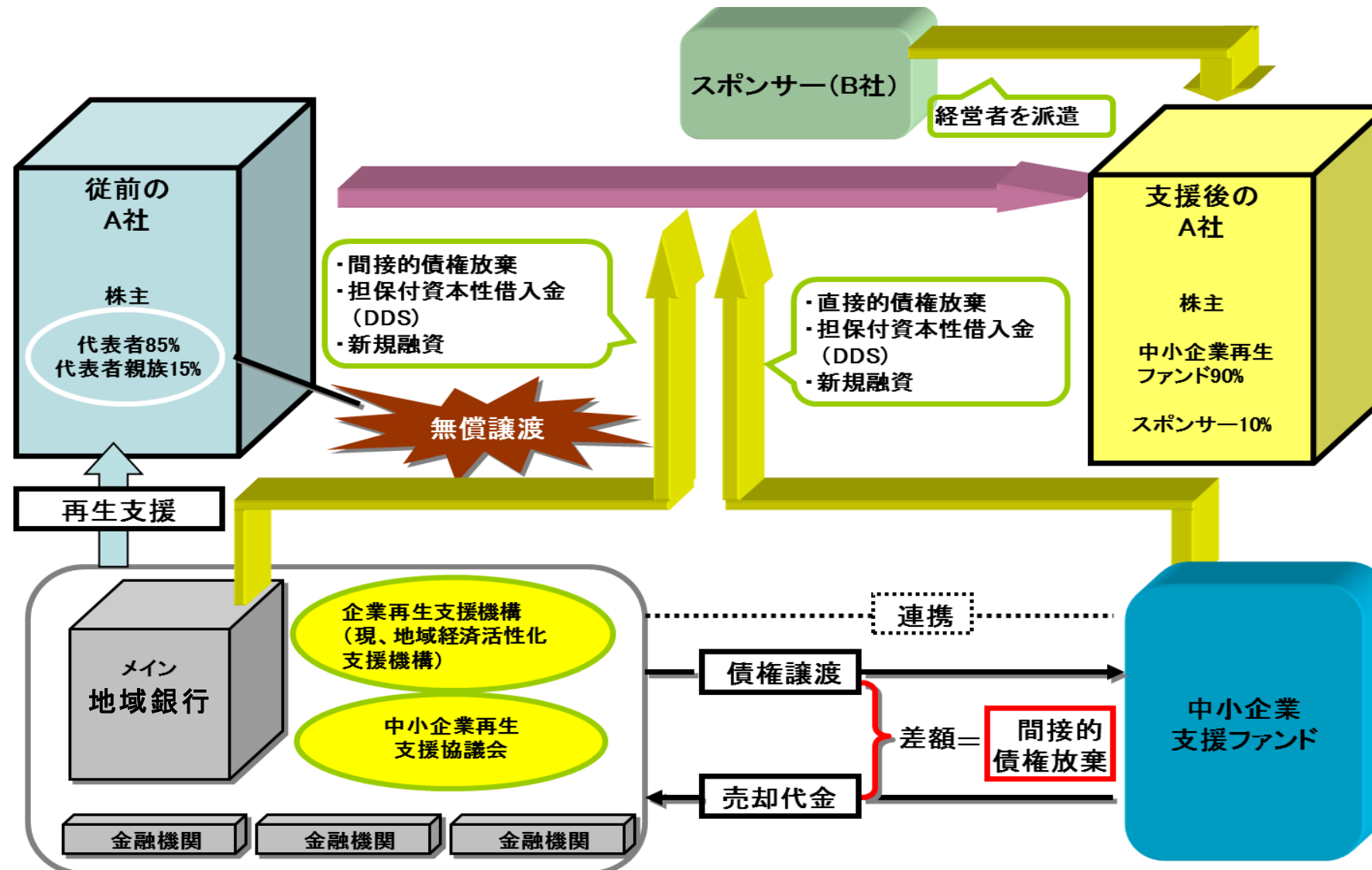




## < 事例④—経営改善・事業再生支援等 >

# 地域再生ファンドの活用並びに「資本性借入金」への切替(DDS)による事業再生支援

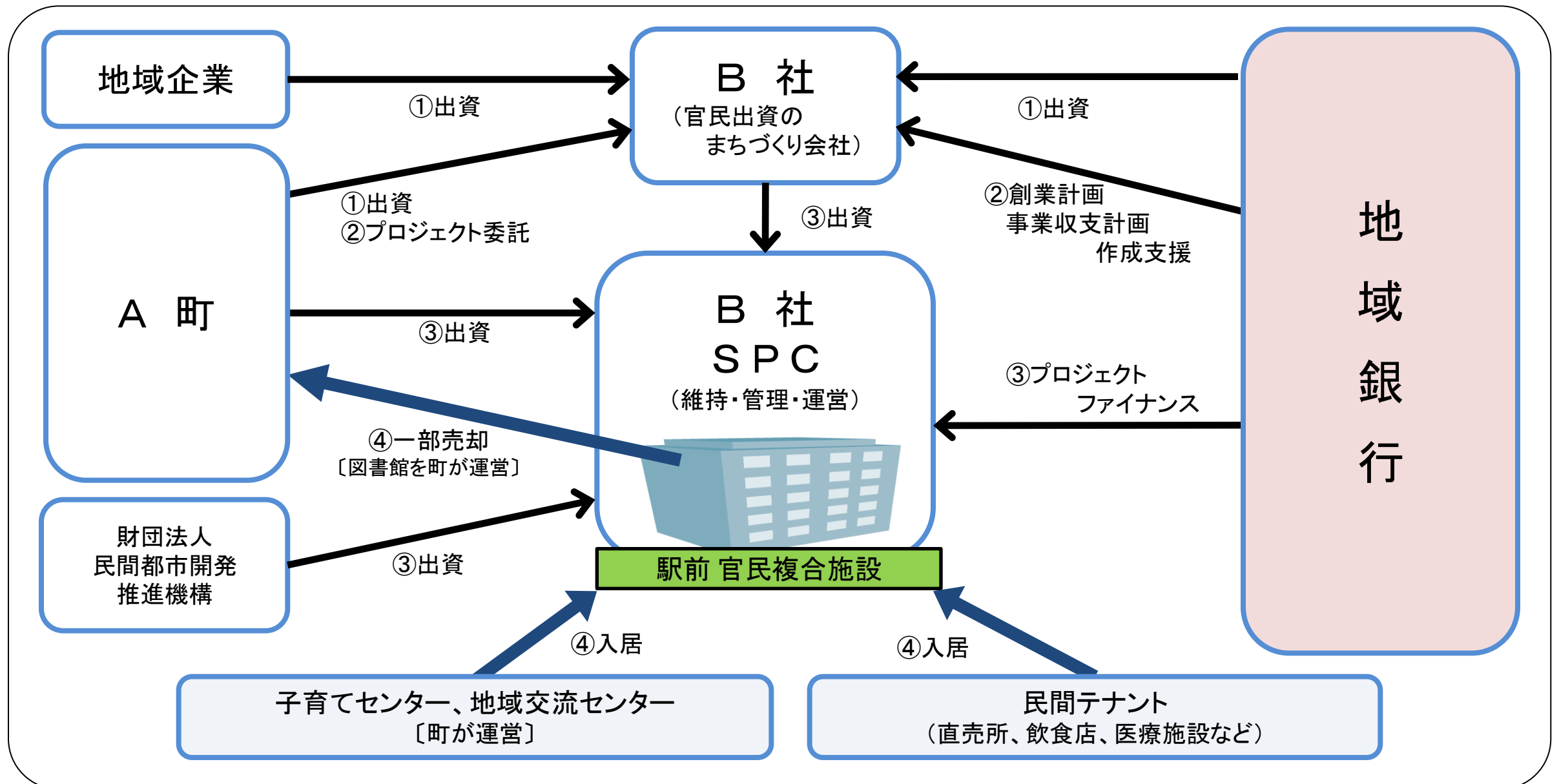
- 事業再生が見込まれる債務超過先に対し、メイン行として、地域再生ファンドやDDSの活用のほか、新規融資への対応など抜本的な金融支援を含む再生計画を早急に策定。
- 再生計画への理解から他金融機関との協調体制も構築でき、企業の存続や雇用が維持。



## < 事例⑤—創業支援 >

# プロジェクトファイナンスの手法を応用した公民連携事業体の創業支援

- 新たな町づくりを目指した公民連携の複合施設整備事業の創業計画等を当行が作成支援。
- プロジェクトファイナンスの手法を応用し公民連携事業体に対する融資スキームを構築。



# 個人保証制度の見直し

## ○中小企業における個人保証等の在り方研究会

- 中小企業の経営者による個人保証については、思い切った事業展開や早期事業再生を阻害する要因となっている等、様々な問題が存在。
- 本年1月9日、中小企業庁と金融庁が共同で研究会を設置し、全6回の会合を開催。個人保証契約時・履行時等の課題に対する政策的出口の方向性について検討し、5月2日に報告書を取りまとめ、公表。

## ○日本再興戦略(抄)

経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。

## ○足許の検討状況

- 「経営者保証に関するガイドライン研究会」(事務局は日本商工会議所及び全国銀行協会)が設置され、本年8月7日に第1回会合が開催された。
- 同研究会において、「保証人の負担軽減」と「中小企業の円滑な資金調達の確保」のバランスに十分留意しつつ検討を進め、本年のできるだけ早期にガイドラインを策定・公表する予定。

## 1. 個人保証(経営者本人保証)の現状

- 経営者本人保証は、以下のような中小企業の経営実態に対応した機能を発揮
  - ・法人個人の一体性 ⇒ 経営者の規律付け
  - ・財務基盤の脆弱性 ⇒ 企業の信用力の補完
  - ・情報の非対称性 ⇒ 情報不足等に伴う債権保全
- 個人保証は資金調達の円滑化、コスト低減に寄与し、融資慣行として定着

## 2. 個人保証(経営者本人保証)の弊害

- 借り手の情報開示、貸し手の事業目利き等の機能を発揮していく意欲を阻害
- 個人保証の融資慣行化、貸し手の説明不足、過大な保証債務が、貸し手・借り手間の信頼関係構築の意欲を阻害
- 個人保証履行時等における課題(経営者の原則交代、保証債務の残存等)が、中小企業の事業取り組み意欲を阻害

## 3. 政策的出口の方向性

### (1) 契約時の課題への対応

- ABL等の個人保証の代替手法の充実を図るとともに、法人と個人の資産分離が図られている等の中小企業に対しては、個人保証を求めない可能性を検討する等、個人保証に依存しない融資を促進
- 保証契約を締結する場合においても、貸し手による丁寧かつ柔軟な対応を促進(契約時の丁寧な説明、適切な保証金額の設定、保証契約見直しの申入れへの対応等)

### (2) 個人保証履行時等における課題への対応

- 私的整理局面において、帰責性等を勘案して、一定の経済合理性が認められる場合は、経営者の存続を許容
- 保証履行後に経営者の手元に残る資産の範囲について、帰責性等を勘案し、一定の経済合理性が認められる場合は、早期再生着手へのインセンティブ(一定期間の生活費相当額、華美でない自宅を残すなど)を付与する仕組みの検討
- 保証人の表明保証(注)を条件として保証履行後の残存保証債務を免除し、法人債務との一体処理を図る仕組みの検討

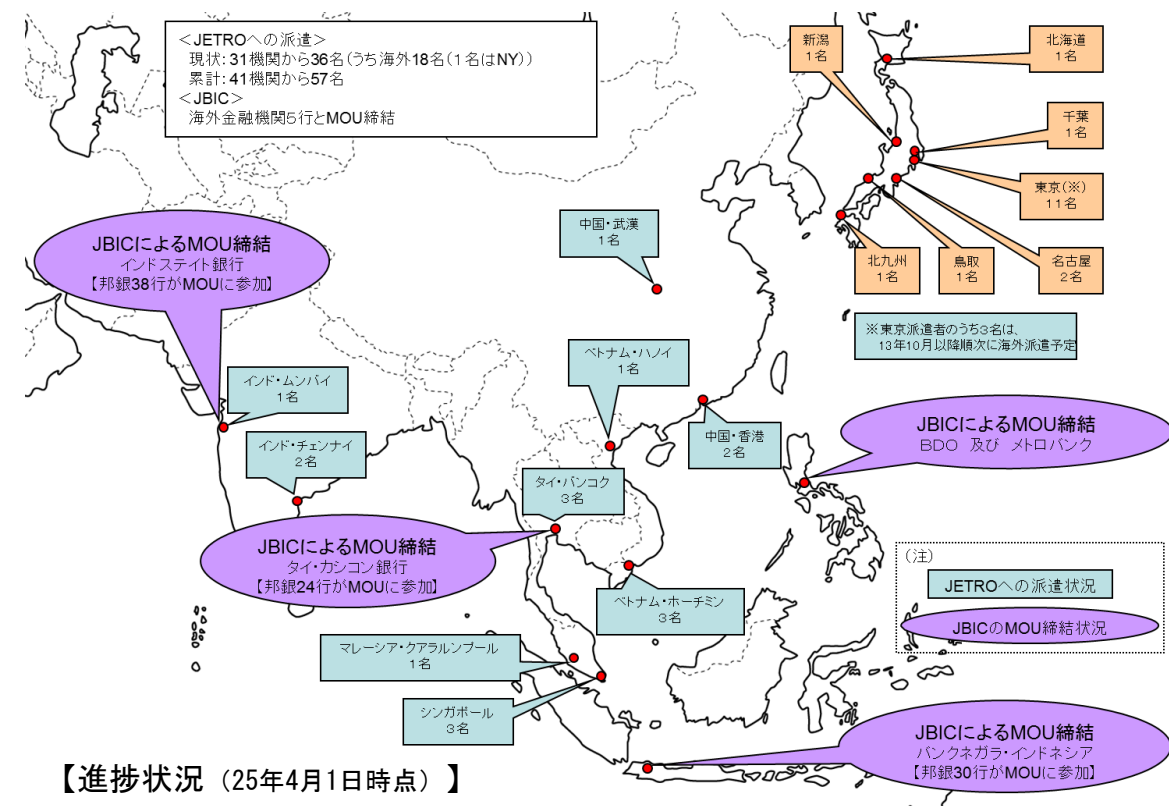
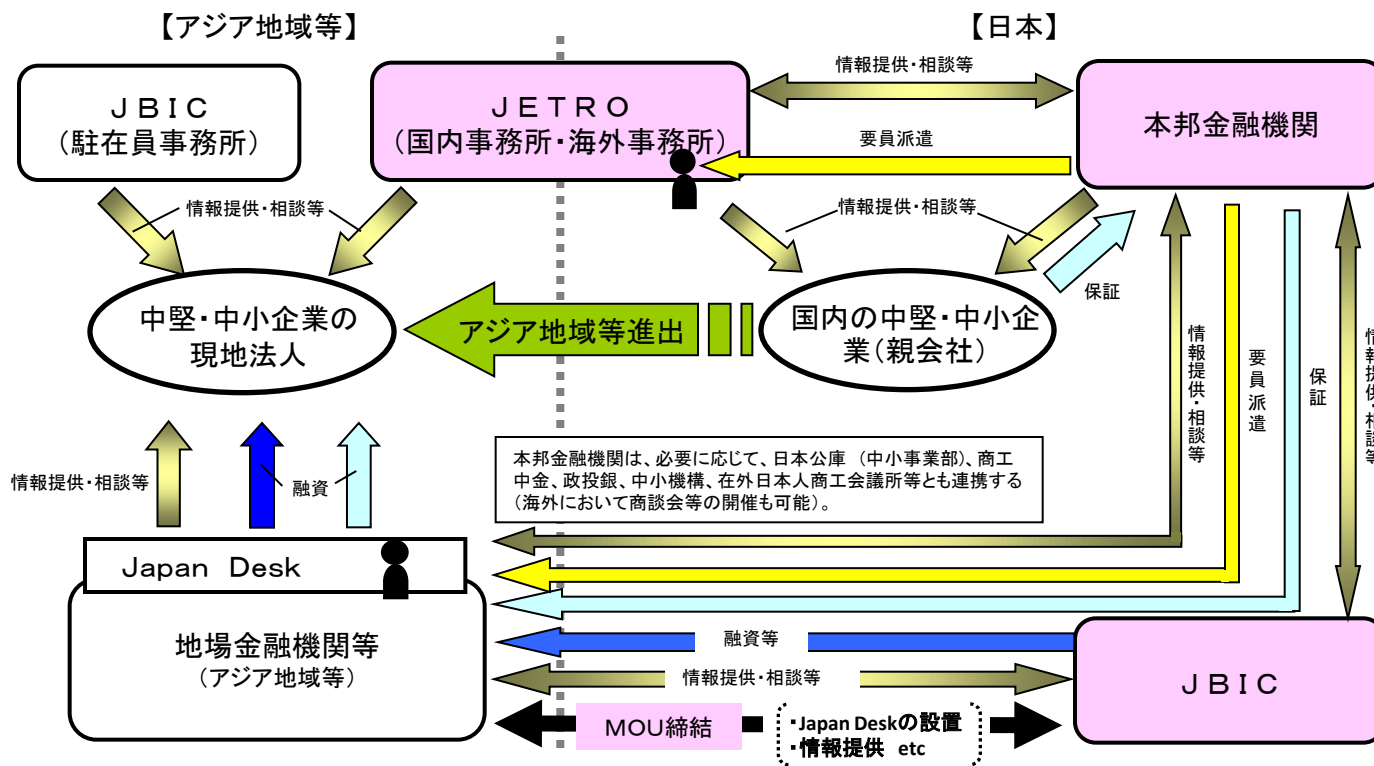
(注)事実関係が真実かつ正確であることを表明し、相手方に対して保証すること

上記の方向性を具体化したガイドラインが関係者により策定されることが適当

## 中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援

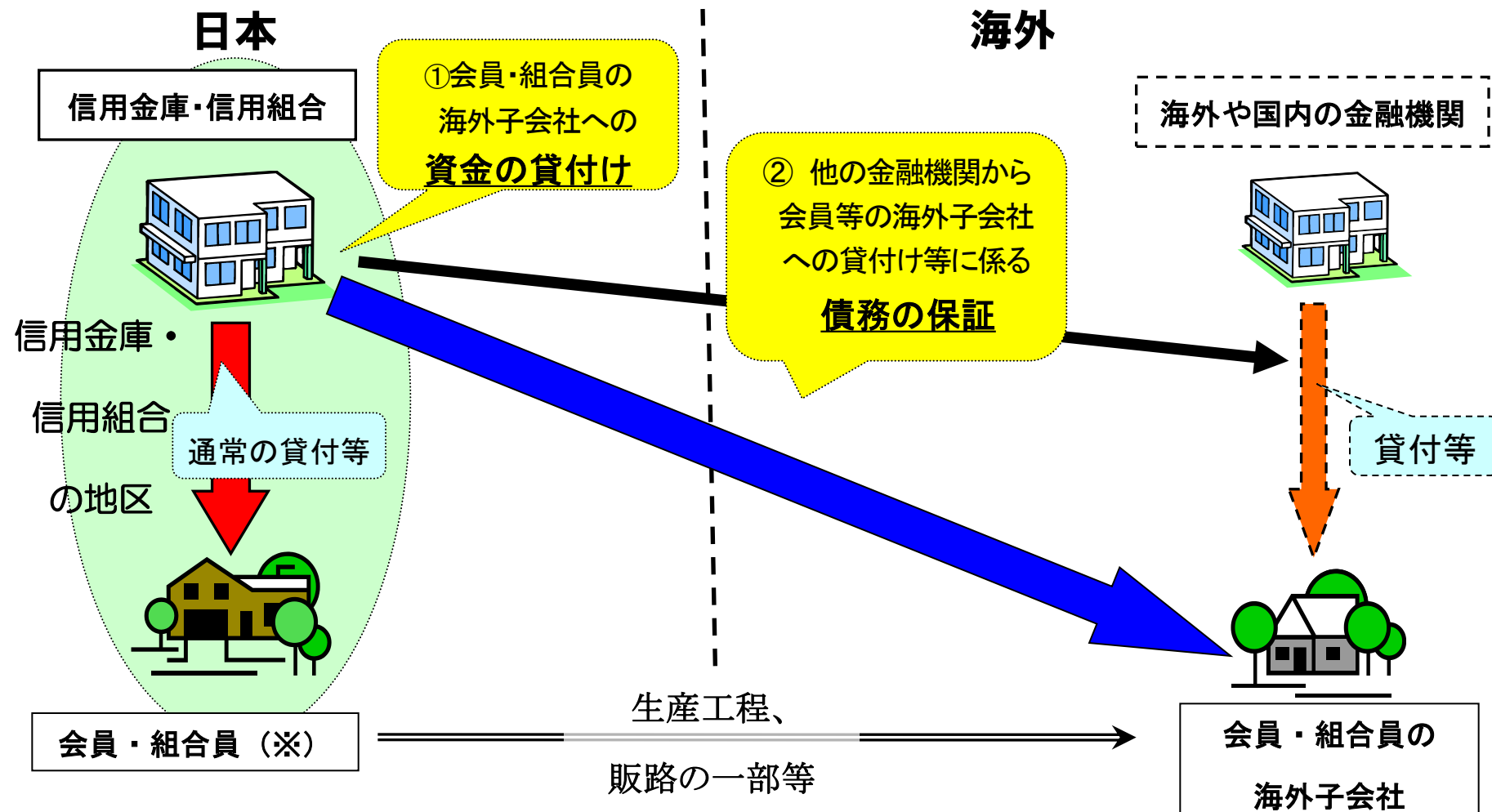
(本邦金融機関・国際協力銀行(JBIC)・日本貿易振興機構(JETRO)等の連携)

- ① 本邦金融機関がJETROの国内及びアジア拠点に職員を派遣、本邦金融機関とJETROが相互に情報共有
- ② JBICとの間で覚書(MOU)を締結した地場金融機関等内の日系企業担当窓口(ジャパンデスク)に本邦金融機関が職員を派遣
- ③ JBICによる地場金融機関等への融資、本邦金融機関による地場金融機関等への保証供与



## 信用金庫・信用組合による 会員・組合員企業の 海外子会社への直接貸付等の解禁の概要

下記の ①、②を可能とする制度改正を行う（①:政令改正、②府令改正）



※ 信用金庫の会員、信用組合の組合員は定款（金融庁が認可）に定められた地区に事業所や住所を持つ中小企業や個人。

## ○アジアでの日本企業の活動に対する制約

- 金融インフラ(法制度や決済システム等)の整備が不十分であり、日本企業の現地通貨による資金調達、決済、投資に支障が生じている。
- こうした金融インフラの整備が不十分な市場環境の下、金融取引・融資に関し現地当局による様々な規制が存在。

## ○金融インフラ整備支援の基本的な考え方

- アジア諸国に対し、以下の技術協カメニューをパッケージで提供し、金融面での国造りに貢献。
  - (1) 金融行政の運営の手法などに関する知見や情報等の共有
  - (2) 法令制定等のソフト面のインフラ整備
  - (3) 決済システム等のハード面のインフラ整備
- こうした貢献をする中で、各国の成長の妨げとなる規制等の見直しを促進。